



高校生等奨学給付金制度

～奨学のための給付金～

非課税世帯を対象に、授業料以外の教育費を支援します！
※返済は不要です！！

●対象者

次のすべての要件を満たすこと。

- ①居住地 … 保護者等が長野県に住んでいること。
(県外在住の場合は、在住の都道府県へ申請)
- ②収入基準 … 生活保護(生業扶助)受給世帯 または
道府県民税所得割額・市町村民税所得割額
非課税世帯 であること。
- ③基準日(7/1)に在学していること。

●申請がなければ受給することはできません。

●給付額

課程や扶養されている子供の人数等によって給付額は異なります。

以下の金額にオンライン学習に係る通信費として年額10,000円(月額1,000円
(6月～翌年3月の10月))を加えた額

新入生早期給付済みの者には通常給付する額の3/4を給付します。

世帯区分		全日制定時制	通信制
生活保護世帯 (生業扶助)		32,300円	
市町村民税 所得割額 非課税世帯	第一子	84,000円	36,500円
	第二子以降	129,700円	



詳しくはこちら → <https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/koko/gakko/gakko/hi-kyuhukin.html>

問合せ先

長野県須坂東高等学校事務室 〒382-0013

須坂市大字日滝4-4

TEL: 026-245-0331

高校生等奨学給付金制度

～新入生への早期給付及び家計急変世帯への給付制度～

新入生及び家計急変世帯に対しての 給付メニューが増えました

●新入生への早期給付

奨学給付金制度の対象者の方で、特に入学時の負担が大きい新入生の保護者等の皆様に対して、通常給付する額の1/4を早期給付します。

(※)希望者に対しての実施です。

(※)通常の申請に加えて別途申請が必要です。

令和2年度の受付は終了しました。

●家計急変世帯への支援

家計の急変による経済的理由から、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が**非課税相当**である高校生等の保護者等の皆様に対して支援します

(※)生活保護法の規定による生業扶助が行われている場合は、補助対象となりません。

随時受け付けています。

詳しくは各高校事務室までお問い合わせください。